

一般財団法人 熊本県PTA教育振興財団 令和8年度 PTA共済のご案内

～ ひとりみんなのために みんなはひとりのために ～

熊本県の児童生徒等、PTA会員（保護者、教職員）、部活動指導者、PTA活動支援者のための災害共済です。

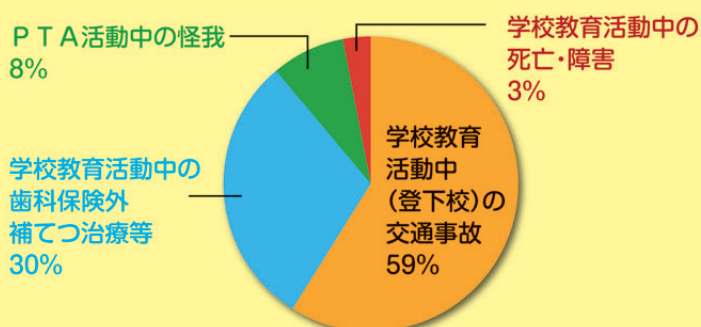
学校教育活動中（登下校、部活動など）PTA活動の際、災害や事故に遭った場合の助けとなるのが、PTA共済です。児童生徒向けの「P災コース」、PTA会員向けの「安互コース」があり、活動中や往復中の死亡・後遺障害・負傷・急性の疾病・交通事故などに対応しています。児童生徒等の皆さんの学校管理下での負傷・急性の疾病は適用外ですが、死亡・後遺障害・交通事故・歯の歯科保険外補てつ治療には適用され、学校管理外の教育活動中の事故については、負傷・急性の疾病も含めて本共済からの共済金の給付を受けることができます。

保護者の皆さん（PTA会員）については、PTA活動に加えて学校行事への参加や部活動の支援の際の被災にも対応しています。



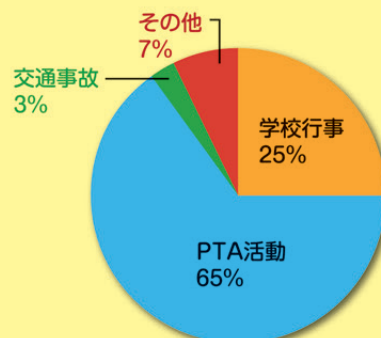
P災コース

児童・生徒の共済給付内訳(令和6年度)

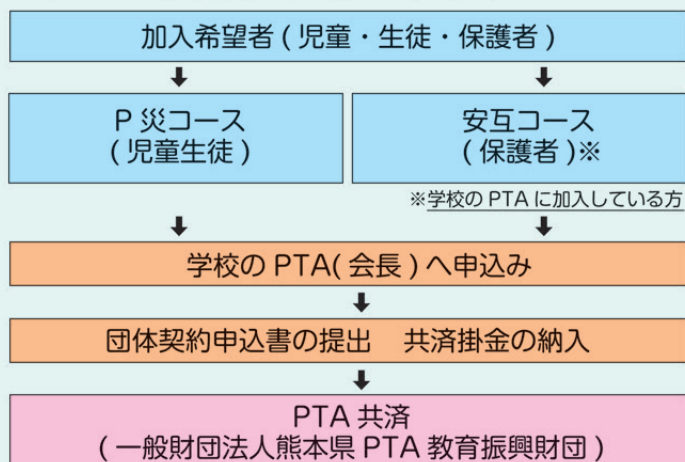


安互コース

保護者の共済給付内訳(令和6年度)



1. 児童・生徒・保護者が加入するには… 児童・生徒の在籍する学校の PTAを通して行います。



2. 共済掛金の額(令和8年度・年額)

P災コース

| 区分 | 金額 |
|--------------------------------|------|
| 小・中学校・義務教育学校の児童生徒 | 500円 |
| 高等学校・高等専門学校の生徒等 | 800円 |
| 学校管理下部活動等の指導者(教職員(PTA会員)外部指導者) | 500円 |

安互コース

| | |
|----------------------|------|
| PTA会員(保護者会員・1家庭) | 150円 |
| PTA会員(教職員会員・1名) | 150円 |
| PTA準会員・事務職、活動指導者(1名) | 150円 |

●PTA共済に関するご質問等は・・・一般財団法人 熊本県PTA教育振興財団の共済担当まで
 電話：096-278-8811 フリーダイヤル：0800-200-5553 FAX：096-223-7117
 HP：https://www.kumamoto-psai.net/ 電話受付時間：9：00～17：00（月～金）



3. 共済金の額 (死亡、後遺障害、負傷)

| | | | |
|-----------------------|-----------------|-----------|-------------|
| P 災 コ ー ス | 死 亡 | 学校教育外 | 3,000 万円 |
| | | 学校管理下 | 1,500 万円 |
| | | 交通 事故 | 500 万円 |
| | | 特 別 | 最高 600 万円 |
| | 後遺障害 (1～14級) | 学校教育外 | 最高 3,000 万円 |
| | | 学校管理下 | 最高 1,500 万円 |
| | | 交通 事故 | 最高 500 万円 |
| 負 傷 | 学校教育外 | 最高 100 万円 | |
| | 交通 事故 | 3 万円・5 万円 | |
| | 歯 科 特 別 | 規定額 | |

- (3) 単位 P T A では、共済加入ご希望の方から共済加入申込書の提出を受け、これを保管してください。(被災した場合に、加入確認のため必要になることがあります)
- (4) 共済期間中に転出入のある場合は、単位 P T A より本財団までご連絡ください。熊本県外に転出されると、転出者についてはその後の被災は共済の対象となりません。またこの場合、加入者からの請求により共済掛金の一部が返還される場合があります。

| | | | |
|-----------------------|-----------------|-------|-----------|
| 安 互 コ ー ス | 死 亡 | 活 動 中 | 500 万円 |
| | | 交通 事故 | 100 万円 |
| | | 特 別 | 最高 300 万円 |
| | 後遺障害 (1～14級) | 活 動 中 | 最高 500 万円 |
| | | 交通 事故 | 最高 100 万円 |
| | 負 傷 | 活 動 中 | 最高 30 万円 |
| | | 交通 事故 | 3 万円・5 万円 |
| 歯 科 特 別 | | 規定額 | |

6. 共済金が給付されないのは・・・

- (1) 加入していない場合
- (2) 共済期間外に発生した災害である場合
- (3) 公共交通機関を利用中の災害である場合
(航空機、船舶、鉄道、路面電車、バス、タクシー等、料金を支払うもの)
- (4) 事故等の原因が加入者の故意による場合、または故意による犯罪行為の場合(無免許、飲酒、自殺など)
- (5) 公務災害や労働災害の適用を受ける場合
- (6) 地震、噴火またはそれに伴う津波など非常災害、戦争などの場合
- (7) 妊娠・出産が原因となる場合、食中毒
- (8) 日本国外での災害
- (9) 災害発生から2年を経過した後に事故等の報告がなされた場合
- (10) 活動場所への往復に主催者の許可なく電動キックボード、ローラースケート、キックボードなどを使用した場合

4. 共済加入についてのご注意

- (1) 共済期間は1年間(4月1日～翌年の3月31日)ですので、年度ごとに加入手続きが必要になります。(単位 P T A 等からの案内をご覧ください)
- (2) 年度途中での加入も可能です。ただし共済期間は、本財団指定の金融機関への共済掛金納入の翌日から当該年度末までとなります。
- (3) 共済期間が1年間である場合は、入学式前や卒業式後においても、共済期間中であれば、当該年度に所属する学校・学級等や P T A の活動における被災については、共済の対象となります。ただし、高等学校等においては、対象とならない場合があります。

7. 被災したら・・・

- (1) なるべく早くおおむね2週間程度をめぐりに医療機関を受診し、単位 P T A を通して、事故報告を行います。(被災者から単位 P T A への報告は事故の発生から30日以内)
- (2) 共済金給付は1事故につき1回のみです。治療途中で給付を受けた場合は、その後の追加の給付はありません。また、共済金給付は診療実日数180日を限度とします。

5. 共済契約上のご注意

- (1) 共済期間を1年間(4月1日～翌年3月31日)とするためには、前年度あるいは共済期間開始前に単位 P T A による契約予定申し込みをお済ませください。
- (2) 単位 P T A による正規の共済契約は、共済期間開始後、当該年度の6月30日までにお済ませください。(指定金融機関への加入者分の共済掛金の納入をしてください)



8. 共済金給付の対象となる活動

P 災コース

1. 学校教育外

(1) 単位 P T A が主催または共催する児童生徒等の活動 (P T A 会長名で案内)

(2) 単位 P T A が主催または共催する活動で、児童生徒等の参加が事前に認められているもの

(3) 単位 P T A の主催または共催する活動ではないが、部活動、学級、学年、学校単位など団体で参加するもので事前に P T A 会長が承認したもの

(4) 学校管理下ではないが、校長が委嘱した指導者の指導監督によるスポーツ・文化活動で、事前に P T A 会長が承認したもの (部活動、学級、学年、学校単位で参加するもの)

(5) これらの活動に参加するための正規の往復中 (スクールバス利用中・学校から許可された自転車通学中の自損事故を含む。公共交通機関利用中の交通事故は対象外)

2. 学校管理下 (児童生徒等、負傷は対象外)

(1) 教育課程に基づいて実施される諸活動
授業中、総合的な学習の時間、特別活動 (学級活動、児童・生徒会活動、クラブ活動、学校行事)

(2) 教育課程外の教育活動
部活動、休憩時間中などでの活動

(3) 指導者においては、部活動指導中 (公務災害等に該当する場合を除く)

(4) これらの活動に参加するための正規の往復中 (スクールバス利用中・学校から許可された自転車通学中の自損事故を含む。公共交通機関利用中の交通事故は対象外)

3. 交通事故 (公共交通機関利用中は対象外)

(1) 給付の対象となる活動中、活動参加のための正規の往復中の交通事故 (スクールバス利用中の交通事故・生徒等の学校から許可された原付バイク使用中の自損事故を含む)

(2) 校長または P T A 会長の承認により自校の児童生徒等が参加する活動を応援するための正規の往復中の交通事故 (スクールバス利用中の交通事故・生徒等の学校から許可された原付バイク使用中の自損事故を含む)

安互コース

1. 単位 P T A の活動

単位 P T A が主催または共催する活動 (P T A 会長が招集、委嘱、承認し会長名で案内するもの)

- ① 総会、役員会、運営委員会、専門委員会等の諸会合並びにそれらの運営に関連する業務
- ② 学習活動、スポーツ・レクリエーション活動、校外指導等

- ③ 単位 P T A を代表して参加する他団体等主催の各種会合への参加
- ④ 単位 P T A 会長が特に委嘱した業務 (他団体等との連絡・交渉業務)
- ⑤ これらに参加するための正規の往復中 (自転車使用中の自損事故を含む。公共交通機関利用中の交通事故は対象外)

2. 郡市区町村 P T A 団体の活動

郡市区町村等の P T A 連合会等の団体が主催または共催する活動 (団体の会長が招集、委嘱、承認し会長名で案内するもの)

- ① 総会、役員会、運営委員会、専門委員会等の諸会合並びにそれらの運営に関連する業務
- ② 各種研修会、スポーツ・レクリエーション大会等への参加
- ③ 郡市区町村 P T A 団体を代表して参加する他団体等主催の各種会合への参加
- ④ 郡市区町村 P T A 団体の会長が特に委嘱した業務 (他団体等との連絡・交渉業務)
- ⑤ これらに参加するための正規の往復中 (自転車使用中の自損事故を含む。公共交通機関利用中の交通事故は対象外)

3. 熊本県・熊本市・九州・全国の P T A 団体等の活動

熊本県や熊本市の P T A 団体の規約で規定された活動 (団体の会長が招集、委嘱、承認し会長名で案内するもの)

- ① 総会、役員会、理事会、委員会等の諸会合並びにそれらの運営に関連する業務
- ② 各種研修会等への参加 (九州や全国の P T A 団体の P T A 研究大会等)
- ③ 熊本県や熊本市の P T A 団体を代表して参加する他団体等主催の各種会合への参加
- ④ 熊本県や熊本市の P T A 団体の会長が特に委嘱した業務 (他団体等との連絡・交渉業務、他県の視察など)
- ⑤ これらに参加するための正規の往復中 (自転車使用中の自損事故を含む。公共交通機関利用中の交通事故は対象外)

4. 学校行事など (P T A 保護者会員)

- ① 単位 P T A が所属する学校の行事、市区町村等の教育委員会等の行政機関が実施する P T A に関する事業への参加
- ② これらに参加するための正規の往復中 (自転車使用中の自損事故を含む。公共交通機関利用中の交通事故は対象外)

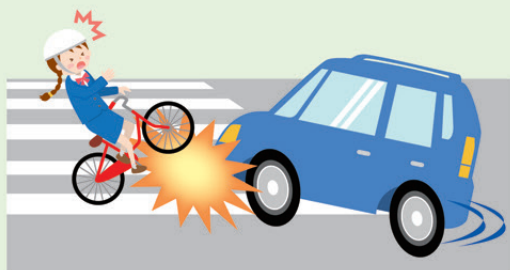
5. 交通事故 (公共交通機関利用中の交通事故は対象外)

- ① 給付の対象となる活動中、活動参加のための正規の往復中の交通事故 (スクールバス利用中を含む)
- ② 校長または P T A 会長の承認により自校の児童生徒等が参加する活動を応援するための正規の往復中の交通事故 (スクールバス利用中を含む)

9. 共済金給付の例

自転車通学中 (学校の許可有り) に、左折車に巻き込まれ、負傷した場合 (学校管理下)

(P 災コース・交通事故負傷共済金)



保護者 (PTA 会員) が、夫婦で小学校運動会の綱引きに参加し、二人とも転倒して負傷した場合 (学校行事) (夫婦ともに給付)

(安互コース・負傷共済金)

入学式に、生徒の保護者が両親とも出席できなかったため、代理として出席した祖母が、学校の階段から転落して骨折した場合 (学校行事・保護者代理)

(安互コース・負傷共済金)

中学生が、部活動中に打撲により前歯が2本破折したため、保険外補てつ治療が必要になった場合 (学校管理下)

(P 災コース・歯科特別共済金)



中体連主催の試合に出る中学生を会場まで自家用車で送った際に、信号待ちで停車中に追突され、運転していた母親が負傷した場合 (学校管理下)

(安互コース・交通事故負傷共済金)



PTA 美化作業に参加して、熱中症になった。(PTA 活動)

(P 災コース・負傷共済金)

小学校の授業参観に参加した保護者が、校内の階段から転落して骨折した場合 (学校行事)

(安互コース・負傷共済金)

高校生が、学校の昼休み時間に、急性心不全で死亡した場合 (学校管理下)

(P 災コース・特別共済金)

学校で開催された部活動練習試合で、駐車場案内をしていた保護者が、急性心不全で死亡した場合 (PTA 会長承認)

(安互コース・特別共済金)

高校生が、部活動中に落下による頸髄損傷で、まひ状態になった場合 (学校管理下)

(P 災コース・後遺障害共済金)

学校美化作業中に、眼を負傷し、片眼の視力が著しく低下した場合 (PTA 活動)

(安互コース・後遺障害共済金)